

公布された条例のあらまし

◇特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

特定非営利活動促進法の改正に伴い、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

令和三年六月九日から施行することとした。

◇奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

食品衛生法の改正に伴い、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

令和三年六月一日から施行することとした。